



## 検察庁ってどんなところなの？～検察事務官～

熊本地方検察庁新聞第1, 2号では、検察官の仕事について説明しましたが、今回は、検察官と一緒に働く検察事務官の仕事についてお話しします。

検察事務官の仕事は様々ですが、大きく3つに分けられ、**捜査・公判(裁判)部門**、**検務部門**、**事務局部門**があります。

今回は、まず、**捜査・公判(裁判)部門**の仕事について説明します。

この部門で働く検察事務官のうち、検察官と一緒に仕事をする人を立会(たちあい)事務官と呼んでいます。立会事務官は、検察官の良きパートナーとして二人三脚で捜査・公判(裁判)の仕事を行っています。

例えば、検察官の取調べに立ち会って供述調書を作成したり、検察官と事件の現場へ行ったり、検察官が公判(裁判)に提出する書類を作成するなど、検察官の行う仕事を全面的にサポートしています。

また、立会事務官とは別に、捜査・公判(裁判)の手続きがスムーズに進むように、周りからサポートする検察事務官もいます。

さらに、検察官の事務を取り扱うことを命ぜられた検察事務官は、主に自動車運転過失傷害事件や道路交通法違反事件、窃盗や傷害事件などについて、自ら被疑者や参考人の取調べを行うなどの捜査をし、起訴・不起訴の処分をします。

次回は、検察事務官の仕事のうち、**検務部門**を紹介합니다。



## 県立熊本北高校 ～業務説明会・体験会～



模擬取調べ体験の様子  
(写真奥が生徒さん)

8月3日, 4日, 県立熊本北高校で実施されているインターンシップ(就業体験)の一環として, 同校1年生の10名の皆さんが検察庁を訪問されました。当日は, 検察官から検察庁の業務説明や検察官の捜査活動等分かりやすくドラマ化されたDVDの視聴, そして, 生徒さんが検察官役になって真実を追究し, 公正な取調べの手続きを体験していただく模擬取調べを実施しました。

8月5日, 市立天明中学校の生徒の皆さん, 市立東町中学校PTAの皆さん計40名の参加をいただいて開催しました裁判所との合同説明会では, 当庁次席検事が検察庁の業務説明を行いました。参加者の方には熱心に説明を聞いていただき, 質問コーナーでは「検察庁では少年犯罪は何歳から扱われるのか?」, 「検察官は手錠やピストルを持っているのか?」などの質問が寄せられました。

## 市立天明中学校・東町中学校PTA ～裁判所との合同説明会～



説明会の様子

## 検察庁職員からのメッセージ ～次世代を担う少年たちへ～



私には2歳上の姉がいます。負けず嫌いな私は、小さい頃から身近な目標である姉にライバル心むき出しで、ひとつの物を分け合うときには、壮絶な戦いを繰り返していました。

見兼ねた父親は、その解決策として「分けた人が後に取る」というルールを思いつきました。たとえば、私が1つのケーキを2つに切り分け

たら、姉が先に好きな方を選ぶ。そうすれば、私は意地でも均等に切り分けますし、姉がどちらを選んでも自分が切り分けた以上納得できます。私は、このルールを、ずっと我が家独自の素晴らしいルールだと思っていました。

その後、私は、大学の授業で「分けた人が後に取る」

ルールが、正義を実現するための方法として著名な法哲学者の提唱しているルールであることを知りました。

私は、著名な学者が議論しているルールを、どこにでもいるお父さんが思いつき、どこにでもいる娘達が小さいころから自然に実践していたことに驚きました。そして、「正義」が普通の人々の普通感覚の中にあること、自分の感覚を大切にすることを知りました。

あと数年すれば、みなさんも裁判員に選ばれるかもしれません。法律のことは全然知らない、人を裁くのには不安があるという人も多いと思いますが、私たち法曹はみなさんの感覚を必要としています。

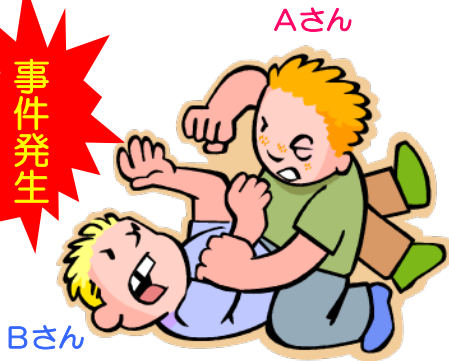
数年後、更に人間性が豊かになったみなさんと一緒にこの国のあるべきかたちを考えられるのを心待ちにしています。【検察官検事】





Aさんが、Bさんに怪我をさせるという**傷害**事件が発生しました。Aさんの責任について考えてみましょう。

事件発生



Aさん

Bさん

### Bさんの怪我

Aさんに殴られたことにより、鼻の骨が折れました。



全治（怪我が治るまで）約1か月を要する鼻骨骨折の傷害

### 事件までのいきさつ

平成22年9月1日午後9時ころ、熊本市内の商店街において、AさんとBさんが歩いていてすれ違う際、Aさんの右肩とBさんの右肩がぶつかりました。

その後、Bさんは、特に気にすることなく、現場から離れようとしたのですが、Aさんは、Bさんが謝らなかったことに腹を立てて、Bさんに謝らせようと思って、Bさんに近づいていきました。

### 事件の状況

Aさんが、Bさんに「謝れよ。」と言ったところ、Bさんが「何で俺が謝るの？お互い様でしょ。」と言ってきたので、Aさんは、謝らないBさんに対して怒りが収まらず

Aさんは、Bさんの胸ぐらを掴んでBさんをその場に押し倒し、その上に馬乗りになって、両手でBさんの顔面を4発殴ったのでした。

### 事件後の状況

Aさんは、通行人が通報したことを知り、その現場から逃走しましたが、後日、逮捕されました。

後日、AさんとBさんは、警察官に事情を聞かれ、次のように話しています。

### Aさんの供述

酒を飲んで酔っぱらって気が大きくなっていたこともあり、Bさんが謝らなかったことに腹が立って、怪我をさせてしまったが、Bさんには申し訳ないと思っている。また、事件後、通報されたことを知って、逃げてしまったことも反省している。

### Bさんの供述

Aさんと肩が当たったのに、Aさんに謝らなかったのは悪かったと思うが、それで怪我をさせられるのは納得がいかない。3日間入院し、治療費に5万円かかったので、Bさんには、治療費等を支払ってほしいし、刑事処分を受けてきちんと反省してほしいと思っている。

### 刑事上の責任

Aさんは、傷害罪（刑法第204条：人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。＝「人の身体を傷害してはいけない」というルールがあらかじめ定められています。）により、刑事処分を受ける対象になります。

### 民事上の責任

Aさんは、Bさんの怪我の治療費5万円のほか、精神的な苦痛を償う慰謝料あるいは入院によって仕事を休んだ分の収入（給料など）に当たる金額をBさんに支払わなければならない場合があります。

このように、Aさんは、傷害事件を起こしたことにより、刑事及び民事上の責任を負うほか、時には、会社や学校を辞めさせられたりするなど、数々の不利益を受けることとなります。Bさんにとっても、仕事を休んで入院したり、警察でも事情を聞かれたりしなければならず、大変な迷惑がかかります。

皆さんは、くれぐれも事件を起こしたり、事件に巻き込まれたりしないように気をつけましょう！！

### 【お知らせ（御家族にも教えてあげてください）】

10月1日～7日は、**法の日週間**です。（法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるように設けられたものです。）  
10月1日（金）午後1時30分から午後4時45分まで、裁判所と合同で見学会を行います。検察庁では、参加者の方に検察官役をしてもらって模擬取調べ体験などの企画を準備していますので、どしどし下記の電話に御応募ください（**応募期限：9月22日（水）**）。なお、応募者多数の場合は、抽選となります。

※ 集合時間：午後1時15分、集合場所：検察庁1階ロビー（詳しくは、ホームページを御覧ください。）

### ◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

電話 096-323-9035 FAX096-323-9097

メールアドレス [39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp](mailto:39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp)

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓↓

熊本地方検察庁

検索

